

政令番号15 アセナフテン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和元年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.3E+2			130.0		5.1E+2	510.0	640.0
8	茨城県	3.7E+0			3.7				3.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.6E+1			36.1				36.1
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	9.8E+1			98.0				98.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	8.7E+3			8,700.0		4.0E-1	0.4	8,700.4
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	2.0E-1			0.2				0.2
24	三重県						1.6E+3	1,600.0	1,600.0
25	滋賀県	6.8E+0			6.8				6.8
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.1E+1			11.0				11.0
29	奈良県								
30	和歌山県	3.0E-1			0.3		1.7E+2	170.0	170.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.0E+0			2.0				2.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						3.6E+3	3,580.0	3,580.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	3.4E+3			3,401.3				3,401.3
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.2E+4			12,389.4		5.9E+3	5,860.4	18,249.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。